

相模原市PTA連絡協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、相模原市PTA連絡協議会（以下「市P連」という。）という。

2 本会の庶務及び会計補助などの事務を処理するため、事務局を相模原市中央区富士見
6-6-13相模原教育会館内に置く。

- (1) 事務局には、必要な職員を置く。
- (2) 事務局に必要な規定は別に定める。

(目的)

第2条 本会は相模原市小中学校PTA（以下「単P」という。）との連携により、その自主的な活動を推進し、児童・生徒の健全な成長を図るとともに、共通の課題の解決にあたることを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、第2条の目的に賛同する単Pをもって構成する。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 各種会議を開催し、市P連と単P相互の連絡、情報交換を行い、共通する課題の解決に努める。
- (2) 児童・生徒の教育環境の充実を図るため、行政機関と連携し、教育に関する要望を行う。
- (3) PTA活動の在り方や、組織運営について研究協議し、その普及に努める。
- (4) 県、市郡PTA協議会と連絡、情報交換を行う。
- (5) その他本会の目的達成に必要なことを行う。

(役員及び会計監査)

第5条 本会には次の役員及び会計監査を置く。

- (1) 会 長 1人
副会長 若干名（ただし1人は学校長とする。）
書 記 若干名
会 計 2人
- (2) 会計監査 2人

(役員及び会計監査の任務)

第6条 役員及び会計監査の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を処理するとともに会を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理を務める。
- (3) 書記は会務に参画し、本会の記録等を行う。
- (4) 会計は会務に参画し、会計事務を処理する。
- (5) 会計監査は当該年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員及び会計監査の選出方法と任期)

第7条 本会の役員及び会計監査の選出方法と任期は次のとおりとする。

- (1) 本会の役員及び会計監査は総会で承認する。選出方法は別に定める細則による。役員及び会計監査の任期は1年とし、再選は妨げないが同じ役職の再選は2選までとする。ただし、会長職については特別な事由がある場合は1年に限り延長することができる。欠員が生じたときは、第9条第2項第3号の代議員の中から運営委員会で補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 本会の役員で所属PTAの会員たる資格を失った場合も後任者を決定するまで引続きその任にあたるものとする。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は該当年度の会長指名により、市P連会長経験者の中から必要に応じて2人まで置くことができる。顧問の任期は1年とし、再選は妨げない。
- 3 顧問は会長の要請に応じ、市P連に対し必要な助言を行うとともに、必要がある場合は会議に出席し、意見を述べるができるが議決権はない。

(会議及び構成)

第9条 本会の会議は、総会、代表者会、運営委員会、役員会とする。

- 2 総会は、次に掲げる各号の者をもって開催する本会最高の議決機関であり、年1回原則として5月中に開催し、本会の活動方針等を審議し決定する。ただし、必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。
 - (1) 役員(第5条第1号に規定する役員)
 - (2) 運営委員(第10条に規定する各ブロック協議会代表)
 - (3) 代議員(市P連の各単Pの会長、副会長及び学校長)
 - (4) 会計監査(第5条第2号に規定する会計監査)
- 3 代表者会は、本会の活動について意見の交換及び運営委員会より提案のあった事項について協議する。構成は、各単Pの代議員の代表者(会長)、市P連役員及び運営委員とし、会議は、原則として役員会又は運営委員会の議を経て会長が招集し、単Pの代表者の過半数の出席をもって成立する。
- 4 運営委員会は、役員会の決定に基づき、会長が招集し、本会の活動について意見交換及び役員会より提案のあった事項について協議する。構成は市P連役員、運営委員とし、会議は委員の過半数をもって成立する。総会の決定事項を基に活動し、他の件については代表者会に提案する。
- 5 役員会は、総会の決議に基づき会長が召集し、本会の運営について協議し、運営委員会の議を経て執行する。構成は、第5条第1号の役員とし、会議は委員の過半数の出席をもって成立する。

(ブロック協議会)

第10条 第2条の目的達成のために別表Iのとおりブロック協議会を設ける。

- (1) 構成員は、原則として市P連代議員とする。

第11条 総会は会長が招集し、加盟単Pの過半数の出席と第9条2項の構成員の3分の1以上の出席をもって成立する。

2 総会の出席は委任状（電磁的媒体も可）の提出をもって代えることができる。

3 開催方法については対面を基本とするが、書面（電磁的記録媒体も含む）又は電磁的方法による開催も可とする。

（議決）

第12条 全ての会議の議決は出席者の過半数による。ただし、可否同数のときは議長（総会）、会長（他の会議）がこれを決める。

2 電磁的方法による決議をしようとするときはあらかじめその方法と内容を示し、全代議員の承諾を得たうえで行う。

（委員会）

第13条 本会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案をするために委員会を置くことができる。委員会を設置する場合は、運営委員会の承認を得なければならない。

（委員会の構成及び委員の選出）

第14条 前条の規定による委員会の構成は、次のとおりとする。

（1）委員会は、単P及び第10条に規定するブロック協議会より選出された委員で構成する。

（2）委員会の構成（委員会数及び委員数）は、運営委員会の議を経て決定する。

（3）委員会が特に必要と認めた場合には会長の指名する委員を加えることができる。

（4）委員会の正副委員長は委員の互選により定める。

（会計）

第15条 本会の会計は、単P分担金、その他の収入をもってあて、総会において議決された予算に基づいて行われる。単Pの分担金は会員1人当たり80円とする。

（慶弔費）

第16条 本会の現役員、運営委員を含む代議員または関係団体の長に対し、慶弔費を支給、贈呈することができる。その他必要があると認められた場合は、正副会長協議の上これを決める。

（会計年度）

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（個人情報の取扱い）

第18条 本会が個人情報を取扱う場合は、次のとおりとする。

（1）本会が個人情報を取扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定するとともに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱わない。

（2）本会が取扱う個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供は行わない。

ただし、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときはこの限りでない。

（3）本会は、本会が取扱う個人情報の漏洩、滅失、又は毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

(会則の改正)

第19条 本会の会則は総会の議決によらなければ改正することはできない。

(細則の改正)

第20条 本会の細則は運営委員会で定数の半数以上の同意により改正することができる。

(施行)

本会則は昭和27年4月1日から施行する。

附 則 (昭和32年4月27日改正)

本会則は昭和32年4月27日から施行する。

附 則 (昭和40年7月27日改正)

本会則は昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年5月23日改正)

本会則は昭和56年5月23日から施行する。

附 則 (昭和60年3月30日改正)

本会則は昭和60年3月30日から施行する。

附 則 (平成2年5月26日改正)

本会則は平成2年5月26日から施行する。

附 則 (平成3年5月25日改正)

本会則は平成3年5月25日から施行し、平成3年5月1日から適用する。

附 則 (平成12年5月27日改正)

本会則は平成12年5月27日から施行し、平成12年5月1日から適用する。

附 則 (平成13年5月26日改正)

本会則は平成13年5月26日から施行する。

附 則 (平成17年5月28日改正)

本会則は平成17年5月28日から施行する。

附 則 (平成18年5月27日改正)

本会則は平成18年5月27日から施行する。

附 則 (平成19年5月26日改正)

本会則は平成19年5月26日から施行する。

附 則 (平成21年5月23日改正)

本会則は平成21年5月23日から施行する。

附 則 (平成21年5月23日改正)

本会則は平成23年5月21日から施行する。

附 則 (平成23年5月21日改正)

本会則は平成30年5月19日から施行する。

附 則 (平成30年5月19日改正)

本会則は令和2年6月15日から施行する。

附 則 (令和2年6月15日改正)

本会則は令和3年5月24日から施行する。

附 則 (令和3年5月24日改正)

本会則は令和4年5月14日から施行し、令和4年5月1日から適用する。

附 則 (令和4年5月14日改正)

本会則は令和7年2月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則 （令和7年2月26日改正）

本会則は令和7年5月18日から施行する。

附 則 （令和7年5月17日改正）

細則 I 役員・会計監査の選出規定

会則第 7 条に基づき、役員・会計監査の選出の規定を設ける。

(役員・会計監査選出方法)

第 1 条 役員及び会計監査の選出は、指名委員会の指名によるものとする。

(指名委員会)

第 2 条 1. 指名委員会は、指名委員をもって構成する。

2. 指名委員は、原則として、各ブロック協議会から 1 人ずつ選出された代議員と、役員 2 人をもって充てる。

3. 指名委員会は、会長の委嘱を受けて発足し、総会終了をもって解散する。

4. 指名委員会は、委員の互選により委員長 1 人、副委員長 2 人を選出する。

5. 指名委員長は、会長の依頼を受けて、各ブロック協議会及び役員会に対し、役員候補者の名簿の提出を求めることとする。

6. 指名委員会は、役員候補者の中から各役員を選考し、候補者に就任の承諾を受けなければならない。なお、選考にあたっては、候補者の互選による役職分担も妨げないものとする。

7. 指名委員会は、会計監査候補者に就任の承諾を受けなければならない。

8. 指名委員長は、総会での承認にあたり、役員及び会計監査選考経過並びに役員及び会計監査候補者名を発表する。

(役員・会計監査の候補者)

第 3 条 1. 指名委員長の要請を受け、各ブロック協議会は各ブロック協議会の中から、役員会は全会員の中から、それぞれ原則として役員候補者 1 人を推薦する。ただし、役員はブロック協議会の長を兼任しない。

2. 前項の役員候補者の数について、ブロック所属校の数や会員の減少等のやむを得ない事情がある場合には、指名委員会は、複数ブロックの合同推薦等の実情に応じた特例を設けることができる。

3. 指名委員会は、会長の依頼を受けて、会長指名による役員候補者を若干名選出することができる。

4. 会計監査候補者は、全会員の中から指名委員会で推薦する。

5. 役員及び会計監査候補者の資格を有する者は、原則として代議員または代議員経験者で、就任時に会員である者とする。

6. 役員候補者の推薦にあたっては、民主的手続を経なければならない。

細則Ⅱ 市P連サポーター設置要綱

(目的)

第1条 市P連サポーターは、会員の生涯学習および相互親睦を推進することを目的とする。
その活動を通して、市P連の発展に協力する。

(事務局の設置)

第2条 事務局を市P連の事務局内に設置する。

(活動内容)

第3条 市P連サポーターは以下に定める活動を行う。

- (1) 市P連の各事業並びに活動への協力
- (2) 市P連会長が委託する活動への支援

(資格及び任期)

第4条 市P連サポーターの資格及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 市P連の役員経験者もしくは運営委員経験者であり会長が承認した者
- (2) 任期は1年とする。再任は妨げない。

(留意事項)

第5条 市P連サポーターは活動に際し、次の事項に留意するものとする。

- (1) 事業・活動への協力や支援に当たり個人のプライバシー、人権、著作権にかかわる事項に留意すること。
- (2) 自らの安全に十分留意すること。
- (3) 活動に当たっては最終決定権が市P連にあることを承認すること。

(守秘義務)

第6条 市P連サポーターはその活動において知り得た個人情報を漏らしてはならない。市P連サポーターを辞した後も、同様とする。

附 則 本細則は昭和56年5月23日から施行する。

附 則 本細則は昭和60年3月31日から施行する。

附 則 本細則は平成18年5月27日から施行する。

附 則 本細則は平成23年4月12日から施行する。

附 則 本細則は平成23年7月12日から施行する。

附 則 本細則は平成27年3月11日から施行する。

附 則 本細則は平成28年4月1日から施行する。

附 則 本細則は平成29年5月20日から施行する